

スリナム政府は、9月1日から22日まで間の同国の渡航規制措置等を以下のとおり発表しました。なお、今回の変更により、ワクチン完全接種者に勧められていた到着後7日間の自主検疫が無くなっております。

(1) ワクチン完全接種者

渡航前の入国許可の取得は不要かつ義務的検疫措置の対象外となる。ワクチンの最終接種から2週間経過後にワクチン完全接種者と見なされる。入国時には、ワクチン完全接種証明書、スリナムへの渡航フライト出発前72時間以内に受けた PCR 検査陰性証明書及び有効な渡航書類の保持が必要。

(2) ワクチン未接種者及びワクチン不完全接種者

渡航には外務省の事前許可が必要となり、保健省の規則により義務的検疫措置が課される。

(3) 国内線の航空便は、貨物、足止めされた乗客の帰還及び緊急医療時のみ許可され、旅客輸送のための商用便は許可されない。

(4) ガイアナ及び仏領ギアナからの貨物及び必要不可欠な旅客の水陸渡航は、水曜日と金曜日にのみ許可される。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考:

スリナム政府ホームページ

<https://covid-19.sr/actueel/>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話: (国番号 1-868) 628-5991

住所: 5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ: https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail: ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。